

総務委員会議案説明資料

令和 7 年 9 月 2 2 日

件 名		頁
1 第 9 4 号 議 案	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第 9 5 号 議 案	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・	6
3 第 9 7 号 議 案	平野小学校校庭改修その他工事請負契約・・・・・・・・	1 2
4 第 1 0 6 号 議 案	理科教育設備物品の購入について・・・・・・・・	1 4

(総 務 部)

第 9 4 号議案説明資料

令和 7 年 9 月 2 2 日

件 名	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	1 概要 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正（令和 7 年 1 0 月 1 日施行）及び人事院規則の改正に伴い、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する。 2 改正内容 仕事と育児の両立のための制度として、職員への休暇制度等の案内や意向確認を充実させる規定整備を行う。 （1）妊娠、出産等について申出をした職員だけでなく、<u>3 歳に満たない子を養育する職員に対しても</u>、仕事と育児の両立の休暇制度等（育児休業や子どもの看護等休暇等、育児に関わる各種休暇）を案内し、意向確認することを定める。 （2）意向確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないことを定める。 3 新旧対照表 別紙のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 1 0 月 1 日

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号 第1条～第16条の2 省略 (子育て部分休暇) 第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が当該職員の満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児で、満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の_____一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 省略 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 省略 第16条の5 省略 (新設)	○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号 第1条～第16条の2 省略 (子育て部分休暇) 第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が当該職員の満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児で、満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 省略 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 省略 第16条の5 省略 (<u>妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等</u>) 第16条の6 任命権者は、足立区職員の育児休業等に関する条例（平成4年

改正前	改正後
第17条～第19条 省略	<u>足立区条例第2号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（１） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u> <u>（２） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（３） 足立区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>
	<u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（１） 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u> <u>（２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>（３） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u>
	<u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>
第17条～第19条 省略	第17条～第19条 省略

改正前	改正後
	付 則（令和 7 年 月 日条例第 号） <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日（以下「<u>施行日</u>」という。）から<u>施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 任命権者は、<u>施行日前においても、この条例による改正後の足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の 6 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</u>

第 9 5 号議案説明資料

令和 7 年 9 月 2 2 日

件 名	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
所管部課名	総務部 人事課	
内 容	1 概要 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正（令和 7 年 1 0 月 1 日施行）及び人事院規則の改正に伴い、足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する。 2 改正内容 育児と仕事の両立を図るため、勤務時間の一部を勤務しないことができる部分休業についての規定整備を行う。 （1）勤務形態の選択化 部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の勤務形態に加え、一会計年度につき 1 0 日相当を超えない範囲内の勤務形態を設ける。 （2）取得時間帯の規定の廃止 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて取得する規定を廃止する。	
	現 行	改 正 後
	勤務時間の <u>始め又は終わり</u> に 2 時間まで取得可能	① ②のいずれかを選択可能 ① <u>時間帯の制限がなく</u>、2 時間まで取得 ② 年度内 <u>1 0 日相当分を時間単位又は日単位</u> で取得 ※ 養育状況に変更が生じた場合、変更可能
	3 新旧対照表 別紙のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 1 0 月 1 日	

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月31日条例第2号 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第13条 省略 （部分休業をすることができない職員） 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 （2） 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。_____） （_____部分休業の承認） 第15条 部分休業の承認は、<u>正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する_____部	○足立区職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月31日条例第2号 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第13条 省略 （部分休業をすることができない職員） 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 （2） 勤務日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、_____</u> 30 分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間又は<u>足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年足立区規則第9号。以下「勤務時間規</u>

改正前	改正後
<u>分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該子育て部分休暇の承認</u>を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	則」という。)第25条の3第4項の規定による第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該第1号子育て部分休暇の承認</u>を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。<u>ただし、勤務時間規則第25条の3第6項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出の内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することができない。</u>
3 非常勤職員に対する <u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は <u>子育て部分休暇の承認</u>を受けて勤務しない場合における <u>部分休業の承認</u>については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該 <u>子育て部分休暇の承認</u>を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は<u>第1号子育て部分休暇の承認</u>を受けて勤務しない場合における<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該第1号子育て部分休暇の承認</u>を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
<u>(新設)</u>	4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出の内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、前項の規定にかかわらず、<u>第1号部分休業を承認することができない。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(第2号部分休業の承認)</u>
	第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「<u>第2号部分休業</u>」という。）の承認は、<u>1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて請求があつたとき 当該勤

改正前	改正後
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>2 勤務時間規則第25条の3第4項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出の内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することができない。</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第6項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたこ</u>

改正前	改正後
(部分休業における給与の減額) 第16条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第18条第1項並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第22条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第17条 <u>第11条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第18条～第20条 省略	<u>とにより、同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業における給与の減額) 第16条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第18条第1項並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第22条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第17条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> 第18条～第20条 省略 <u>付 則（令和7年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業を請求する場合における改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30

改正前	改正後
	<u>分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」</u> <u>とする。</u>

第 9 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 7 年 9 月 2 2 日

件 名	平野小学校校庭改修その他工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 東部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課
内 容	1 契約の相手方 太和工業株式会社 代表取締役 大山 誠司 東京都足立区鹿浜六丁目 3 6 番 1 7 号 2 契約金額 2 3 6, 2 8 0, 0 0 0 円（落札率 9 9. 4 1 %） 3 契約番号 7 足総契契第 0 1 0 4 2 7 号 4 工 期 契約締結の翌営業日から令和 8 年 3 月 2 3 日まで 5 工事場所 足立区平野三丁目 6 番 3 号 6 工事内容 （1）校庭人工芝改修工事（土から人工芝） （2）マンホールトイレ新設工事 （3）遊具撤去・新設工事 7 そ の 他 （1）入札日・開札日 令和 7 年 7 月 3 0 日 （2）入札方法 条件付一般競争入札（総合評価方式） （3）入札参加事業者数 5 者 入札 1 者 辞退 4 者 ※ 主な辞退理由 見積り金額が公表された予定価格帯を超過したため。 （4）仮契約年月日 令和 7 年 8 月 6 日 （5）予定価格 2 3 7, 6 8 8, 0 0 0 円（事後公表） ※契約金額、予定価格には消費税を含む。

平野小学校 案内図



第 1 0 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 7 年 9 月 2 2 日

件 名	理科教育設備物品の購入について
所管部課名	総務部 契約課、学校運営部 学校支援課
内 容	1 契約の相手方 有限会社あづま商店 代表取締役 東 英徳 東京都足立区千住元町 1 8 番 3 号 2 契約金額 4 6 , 3 0 1 , 6 4 0 円 (落札率 9 7 . 6 9 %) 3 契約番号 7 足総契契第 0 2 2 1 5 5 号 4 納 期 限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日 5 納 入 場 所 千寿小学校外 1 0 1 校 6 契約内容 理科教育設備のための物品を購入する。 (1) 生物顕微鏡 (小学校分) 4 6 9 台 (2) サイエンス Web センサー距離セット (中学校分) 3 8 5 セット 7 そ の 他 (1) 入札日・開札日 令和 7 年 8 月 7 日 (2) 入札方法 指名競争入札 (3) 指名業者 1 0 者 入札 7 者 (うち予定価格超過 6 者) 辞退 2 者 ※主な辞退理由 取り扱いが出来ないメーカーのため。 不参加 1 者 (4) 仮契約年月日 令和 7 年 8 月 1 5 日 (5) 予定価格 4 7 , 3 9 5 , 0 4 0 円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。